

静岡県労働委員会告示第1号

平成29年6月22日、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定した。

なお、平成25年静岡県労働委員会告示2号は、廃止する。

平成29年6月30日

静岡県労働委員会会長 伊藤みさ子

1 地方公営企業の名称

沼津市水道部

2 組合の名称又は表示

沼津市水道部の職員が結成し、又は加入する労働組合

3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
水道部	部長、参事監、参事、次長、副参事
水道総務課	課長、課長補佐、経営係長、庶務係長、経理係長
水道サービス課	課長
上水道工務課	課長
下水道整備課	課長